

空家等の対策に関する連携協定書

上山市(以下「甲」という。)と山形県司法書士会(以下「乙」という。)は、甲における空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、上山市空家等対策計画に関する施策を推進するため、甲と乙が相互に連携し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内の建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(甲が行う業務)

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空家等の所有者等から空家等に関する法律又は相続及び契約に係る相談を受けた場合は、乙を紹介するものとする。
- (2) 甲は、甲が発行する広報誌に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法又はその他の適切な方法により、乙が行う空家等の相談業務の広報に努めるものとする。

(乙が行う業務)

第4条 乙は、空家等に関し、次の業務を行う。

- (1) 空家等に関する法律相談
- (2) 空家等の相続人の調査、特定及び相続登記の相談
- (3) 空家等の利活用、跡地利用等に関する契約内容の相談

(協定書の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙及び乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

甲 上山市河崎一丁目1番10号

上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市小白川町一丁目16番26号

山形県司法書士会 会長 小松 修